

東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

東大和市小口事業資金融資条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別に定めるところにより預託契約」を「次条の規定により融資のあつせんに係る契約」に改め、同条第5号を削る。

第3条を次のように改める。

（契約の締結）

第3条 市長は、金融機関と融資のあつせんに係る契約を締結するものとする。

第4条第1項第2号中「運転資金、設備資金及び不況対策特別運転資金の融資のあつせんを受けようとする者については、」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項を削る。

第5条第4号を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第11条第4号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第3条の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に融資のあつせん（その申込みを含む。）がされ、又は融資がされている改正前の第2条第5号に規定する独立開業資金については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の第3条の規定により金融機関に預託されている資金については、当該資金に係る預託契約の期間中に限り、なお従前の例による。